

## 《 無料 特設人権・困りごと相談所開設 》

- 【日 時】 ① 10月2日(木) 10:00~15:00  
② 10月7日(火) 10:00~15:00
- 【会 場】 ① 日高地区 老人福祉センター (集会室)  
② 門別地区 門別公民館 (2F 第2研修室)
- 【担 当 者】 ① 日高地区人権擁護委員  
② 門別地区人権擁護委員及び札幌法務局日高支局職員
- 【相談内容】 ☆いじめ・虐待などの人権問題 ☆不動産等の法律問題 ☆その他  
どんなことでもお気軽にご相談ください。相談料は無料で、秘密は厳守します。
- 【主 催】 日高人権擁護委員協議会 電話 0146-42-0570  
札幌法務局日高支局 電話 0146-42-0415

## 合同行政相談所を開設します

10月20日(月)から26日(日)は「秋の行政相談週間」です。

行政相談は、役所の仕事についての苦情や意見要望などをお聞きし、相談員が住民と役所の間で、その解決を図るものです。また、日常生活での悩みごとや家庭での諸問題などをお聞きする「心配ごと相談」(門別地区のみ)も合同で行われます。

相談は、無料で秘密は厳重に守られます。お気軽にご相談ください。

- 日時・場所 門別地区 ▽10月22日(水) 10時00分~12時00分 厚賀出張所 2階会議室  
13時00分~15時00分 日高町役場 小会議室  
▽10月23日(木) 10時00分~12時00分 富川公会堂 2階会議室  
日高地区 ▽10月22日(水) 10時00分~15時00分 サン・ポッケ 小会議室

●担当相談員 行政相談員・人権擁護委員・民生委員

▼お問い合わせ 住民課 住民・年金グループ 電話 01456-2-6182  
総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ 電話 01457-6-2001

9月6日(土)から11月3日(月・祝)までは「秋のヒグマ注意特別期間」です

## ヒグマに注意

不幸な事故を防ぐために大切なこと



☆ヒグマに出会わないことが一番☆



### 音を出しながら歩きましょう

山にひとりで入らない。しゃべりながら歩く。鈴をつける。手をたたく。ヒグマの耳や鼻は人よりもはるかによいので、先に気がついてさけてくれるはずです。

### うす暗いときは山に入らないようにしましょう

人もヒグマもまわりの様子が見えにくく、ぱったりと出会ってしまうかもしれません。

### ヒグマのフンや足あとなどを見つけたら、すぐに引きかえしましょう

少しでもヒグマの気配を感じたら、いつでも引きかえせる勇気が大切です。

## ☆ゴミはヒグマを呼びよせます☆

### ぜったいゴミを捨てない!! ゴミはすべて持ちかえりましょう

残飯、生ゴミなどはヒグマにとってごちそうです。たとえ、土に埋めてもするどい鼻ですぐにかぎつけます。ゴミの味をおぼえるとそれを目当てにくり返し出てくるので、後からその場所に来る人を危険におとし入れることとなります。

### 動物の死体を見つけたら、その場所からはなれましょう

エゾシカなどの死体を見つけたら、近よらずにその場をはなれてください。ヒグマは動物の死体を食べることもあるので、近くにヒグマがかくれているかもしれません。

【問い合わせ先】 日高振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 電話 0146-22-9254



今年は異例なほど火災が発生しています。

これからの季節、暖房器具の使用が多くなり、火災が発生しやすい時季を迎えますので、火の取扱いには十分注意しましょう。

火災予防運動期間中は、就寝前の午後8時に"サイレン"を鳴らしますので、もう一度火の元の点検をお願いします。

**実施期間 10月15日から10月31日まで**

**統一標語 もういいかい火を消すまではまあだだよ**

### 家族を守る 住宅防火チェックポイント！！

- ☆暮らしの中の「火災の危険」をチェックする習慣づくりを！
- ☆寝たばこは絶対にしない！吸殻を捨てるときは一度水につけ確実な消火を！
- ☆コンロのまわりは常に整理整頓し、可燃物を置かない。
- ☆ストーブは正しい使用方法を守る。給油は消火してから行う。
- ☆ストーブの周りには燃えやすいものを置かない、衣類を干さない！
- ☆電気器具のタコ足配線はしない。使っていないプラグは抜いておく。
- ☆逃げ遅れを防ぐため”住宅用火災警報器”を設置しましょう。
- ☆初期消火を行うため、”消火器”を設置しましょう。
- ☆火災の拡大を防止する、防災品を活用しましょう。
- ☆日頃から避難の方法や役割分担を話し合っておきましょう。
- ☆放火防止のため、住宅などの建物の周囲には可燃物を置かない。



### ごみ焼きは違法です!!



今年4月には、5件もの火災が発生しました。  
そのうち、複数件の火災が違法に行われている“ごみ焼き”が原因となっています。  
「いつも燃やしているから」「今まで大丈夫だったから」などちょっとした油断が原因で火災を引き起こします。

ごみ焼きは違法です！ごみ焼きはやめましょう。

～ 日高西部消防組合 消防署・日高支署・日高消防団 ～